

令和元年第3回

各務原市議会定例会議案

令和元年8月29日

## 目 次

認第 1 号	平成30年度各務原市一般会計決算の認定について	1 頁
認第 2 号	平成30年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2 頁
認第 3 号	平成30年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 頁
認第 4 号	平成30年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4 頁
認第 5 号	平成30年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について	5 頁
認第 6 号	平成30年度各務原市水道事業会計決算の認定について	6 頁
議第 1 3 号	令和元年度各務原市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議第 1 4 号	令和元年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第 1 5 号	令和元年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第 1 6 号	令和元年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第 1 7 号	各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	7 頁
議第 1 8 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について	2 2 頁
議第 1 9 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	3 2 頁
議第 2 0 号	各務原市消防団条例の一部を改正する条例について	3 5 頁
議第 2 1 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	3 7 頁
議第 2 2 号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	3 9 頁
議第 2 3 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 1 頁
議第 2 4 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について	5 2 頁
議第 2 5 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	5 4 頁

議第 26 号	各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例について	56 頁
議第 27 号	各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について	60 頁
議第 28 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	63 頁
議第 29 号	各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	68 頁
議第 30 号	各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	70 頁
議第 31 号	各務原市総合計画基本計画について	72 頁
議第 32 号	土地の処分について	73 頁
議第 33 号	訴えの提起について	75 頁
議第 34 号	平成 30 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	80 頁
議第 35 号	市道路線の認定について（市道蘇北 794 号線ほか 1 路線）	81 頁
議第 36 号	市道路線の認定について（市道稻 941 号線）	84 頁
議第 37 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 1130 号線）	86 頁
議第 38 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	89 頁
議第 39 号	人権擁護委員候補者の推薦について	91 頁

認第1号

平成30年度各務原市一般会計決算の認定について

平成30年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第2号

平成30年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

平成30年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第3号

平成30年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

平成30年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第4号

平成30年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

平成30年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

平成30年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について

平成30年度各務原市下水道事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司



認第6号

平成30年度各務原市水道事業会計決算の認定について

平成30年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第17号

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (給与)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び期末手当とする。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「パートタイム技能労務職員」という。）の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

### (フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次に掲げる給料表によるものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（1）（別表第1）

(2) 行政職給料表（2）（別表第2）

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを当該給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項及び市の規則で定める基準に従い決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員の号給は、市の規則で定める基準に従い決定する。

5 前各項の規定にかかわらず、市の規則で定める職種における給料の額は、市の規

則で定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び退職手当については、常勤の職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、通勤手当の支給単位期間（各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号。以下「給与条例」という。）第14条第5項に規定する支給単位期間をいう。第16条第3項において同じ。）が1月を超える場合におけるフルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、常勤の職員との権衡を考慮し、市の規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第6条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、市の規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、給与条例第20条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずる者として市の規則で定める職員を含む。）には、常勤の職員の例により期末手当を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第8条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬（パートタイム技能労務職員の給料を含む。以下同じ。）は、月額、日額又は時間額で定める。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。第5項において「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当

たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額及び当該額に100分の3を乗じて得た額の合計額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月の1日から末日までを計算期間（第4項において「給与期間」という。）とし、市の規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。

3 月額により基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの基本報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの基本報酬を支給する。

4 前項の規定により基本報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額は、その給与期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬等）

第10条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬（パートタイム技能労務職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む。）については、給与条例の適用を受ける職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員における勤務1時間当たりの給与額は、第12条に規定する額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第11条 月額により基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、市の規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき次条第1号に定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 日額により基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、市の規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき次条第2号に定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる基本報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で定める基本報酬 第8条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で定める基本報酬 第8条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で定める基本報酬 第8条第4項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 パートタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずる者として市の規則で定める職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市の規則で定める職員を除く。）には、常勤の職員の例により期末手当を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員における期末手当基礎額（給与条例第22条第4項に規定する期末手当基礎額をいう。）は、常勤の職員との権衡を考慮し、市の規則で定める。

(給与からの控除)

第14条 給与条例第16条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(給与の口座振替による支払)

第15条 給与条例第28条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第16条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条第1項各号に定める支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償（パートタイム技能労務職員の通勤

手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償については、常勤の職員の通勤手当の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給単位期間が1月を超える場合又は定められた1月当たりの勤務日数が10日に満たない場合における通勤に係る費用弁償については、常勤の職員との権衡を考慮し、市の規則で定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、日額又は時間額により基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を支給する期日については、市の規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償については、各務原市職員等の旅費に関する条例(昭和40年条例第12号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員における職務の級は、第8条第5項に規定する基準月額の算定に当たり同項の規定により適用される第3条第3項の職務の級とする。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、市長が別に定めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度及び令和3年度に支給する期末手当に係る第7条及び第13条の規定によりその例によることとされる給与条例第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の130を超えない範囲内で市の規則で定める割合」とする。
- 3 令和2年6月に支給する会計年度任用職員(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に会計年度任用職員として任用される者で施行日の前日において一般職に属する職員その他市長が定める職員であったものに限る。)の期末手当については、令和元年12月2日から施行日の前日までに当該一般職に属する職員その他市

長が定める職員であった期間を当該施行日に会計年度任用職員として任用される者の任期とみなして期末手当の額を計算する。

- 4 令和2年度から令和4年度までの間、施行日にパートタイム会計年度任用職員として任用される者のうち、平成31年4月1日から1年間パートタイム会計年度任用職員の職種と同等と認められる職種で在職していた者であって、その者が施行日以後の任用（当該任用が施行日における任用に引き継ぎなされたものと認められる場合に限る。）において受ける市の規則で定める年間の給与見込み額が施行日前1年間に受けた市の規則で定める年間の給与等相当額に達しないこととなるもの（市の規則で定める職員を除く。）の基本報酬の額は、市の規則で定める額とする。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600



21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800

56	222, 000	273, 100
57	222, 400	274, 000
58	223, 300	275, 000
59	224, 100	275, 900
60	224, 900	277, 000
61	225, 600	278, 100
62	226, 600	279, 100
63	227, 400	280, 000
64	228, 300	281, 000
65	229, 000	281, 500
66	229, 800	282, 400
67	230, 700	283, 100
68	231, 700	284, 000
69	232, 400	285, 000
70	233, 100	285, 800
71	233, 700	286, 600
72	234, 500	287, 400
73	235, 300	288, 200
74	236, 000	288, 700
75	236, 700	289, 100
76	237, 300	289, 600
77	238, 000	289, 800
78	238, 800	290, 100
79	239, 600	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800

91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	130,400	181,900
2	131,300	183,400
3	132,300	184,900
4	133,200	186,300
5	134,200	187,600
6	135,200	189,100
7	136,200	190,500
8	137,200	191,800
9	138,000	193,200
10	139,000	194,200
11	140,000	195,500
12	141,100	196,600
13	141,900	197,800
14	142,900	198,900
15	143,900	200,000
16	144,900	201,100
17	146,000	202,100
18	147,200	203,200
19	148,400	204,200
20	149,600	205,200
21	150,700	206,100
22	151,900	207,200
23	153,100	208,300
24	154,300	209,300
25	155,500	210,200
26	157,000	211,100
27	158,500	211,800
28	160,000	212,700

29	161,400	213,600
30	162,900	214,800
31	164,400	215,800
32	165,900	216,700
33	167,400	217,300
34	169,200	218,500
35	171,000	219,600
36	172,800	220,800
37	174,600	221,400
38	176,300	222,600
39	178,000	223,800
40	179,700	224,900
41	181,300	225,800
42	182,700	227,000
43	184,000	228,000
44	185,400	229,100
45	186,900	230,200
46	188,200	231,200
47	189,600	232,300
48	191,000	233,300
49	192,300	234,300
50	193,400	235,400
51	194,500	236,500
52	195,700	237,600
53	196,800	238,700
54	197,900	239,700
55	198,800	240,600
56	199,900	241,400
57	201,000	242,300
58	202,000	243,300
59	203,000	244,300
60	204,000	245,200
61	205,100	246,000
62	206,000	246,900
63	206,900	247,800

64	207, 800	248, 700
65	208, 500	249, 500
66	209, 300	250, 300
67	210, 000	251, 100
68	210, 800	251, 800
69	211, 200	252, 500
70	211, 800	253, 100
71	212, 100	253, 500
72	212, 600	253, 900
73	212, 800	254, 100
74	213, 400	254, 500
75	213, 900	255, 000
76	214, 600	255, 500
77	214, 800	255, 800
78	215, 500	256, 200
79	216, 000	256, 700
80	216, 600	257, 200
81	217, 300	257, 500
82	217, 700	257, 800
83	218, 300	258, 100
84	219, 000	258, 400
85	219, 600	258, 600
86	220, 100	258, 800
87	220, 600	259, 100
88	221, 300	259, 400
89	221, 800	259, 600
90	222, 400	259, 800
91	223, 000	260, 200
92	223, 500	260, 400
93	223, 900	260, 700
94	224, 400	261, 100
95	224, 900	261, 400
96	225, 400	261, 700
97	225, 700	261, 900
98	226, 200	262, 200

99	226, 700	262, 400
100	227, 200	262, 700
101	227, 600	263, 000
102	228, 100	263, 200
103	228, 700	263, 500
104	229, 300	263, 800
105	229, 700	264, 000
106	230, 200	264, 200
107	230, 500	264, 500
108	230, 900	264, 700
109	231, 100	265, 000
110	231, 500	265, 300
111	232, 000	265, 600
112	232, 400	265, 800
113	232, 600	266, 000
114	233, 100	266, 300
115	233, 600	266, 500
116	234, 100	266, 700
117	234, 400	267, 000
118	234, 800	267, 300
119	235, 200	267, 600
120	235, 600	267, 900
121	236, 000	268, 100
122		268, 300
123		268, 600
124		268, 900
125		269, 100
126		269, 300
127		269, 600
128		269, 900
129		270, 100
130		270, 300
131		270, 600
132		270, 900
133		271, 100

134		271,300
135		271,600
136		271,900
137		272,100

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な  
 労務に雇用される職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職給料表（1）	1級	定型的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
行政職給料表（2）	1級	技能労務職員の職務
	2級	技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務





## 議第18号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する等のため、この条例を定めようとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(各務原市職員定数条例の一部改正)

第1条 各務原市職員定数条例（昭和38年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「期間を定めて雇用される臨時の職員」を「臨時的に任用された職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により緊急の場合に任用された者を除く。）」に改める。

(各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

少年自然の家運営委員会	委員	日額	6,500円	
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に該当する職にある者		任命権者が市長と協議して定める。		旅費条例に規定する8級の職務にある者の旅費額に相当する額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額

を

」

少年自然の家運営委員会	委員	日額	6,500円	
自治委員		均等割年額	25,000円	
		世帯割1世帯年額	440円	
学校嘱託内科医師		年額	180,000円+80円×児童生徒数	

学校嘱託歯科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	に
学校嘱託眼科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託耳鼻科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託薬剤師	年額	110,000円+65円×児童生徒数	
公立学校教職員産業医師	年額	300,000円	
公立学校教職員健康管理医師	年額	40,000円	
保育所嘱託内科医師	年額	180,000円+80円×児童数	
保育所嘱託歯科医師	年額	180,000円+80円×児童数	
保育所嘱託薬剤師	年額	110,000円+65円×児童数	
児童扶養手当障害認定嘱託医師	日額	18,000円	
福祉事務所嘱託医師	月額	63,000円	
特別障害者手当等認定嘱託医師	月額	18,000円	
育成医療認定嘱託医師	月額	10,000円	
市職員健康管理医師	年額	100,000円+55円×職員数	
発達支援審査会	委員	日額	
生活支援体制整備協議体	委員	日額	6,500円
景観アドバイザー		日額	6,500円
スポーツ推進委員		年額	46,000円
少年センター補導委員		年額	18,000円

改める。

(各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和38年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適

用については、同項本文中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、同項ただし書中「3年」とあるのは「当該任期」とする。

(各務原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 各務原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和38年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「報酬(常勤の職員に支給する給料に相当する額をいう。)の月額に相当する額」とする。

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 各務原市職員の給与に関する条例(昭和38年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第24条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

別表第1備考中「(第24条に規定する職員を除く。)」を削る。

(各務原市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 各務原市職員等の旅費に関する条例(昭和40年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「受ける職員」の次に「並びに各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)の適用を受ける職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加え、同項第4号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第2項中「(以下この項において「給料表」という。)」を「及び各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第1項に規定する給料表」に、「及び給料表」を「並びにこれらの給料表」に改める。

(各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第7条 各務原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和

4 2 年条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「職員」の次に「(第 5 号に掲げる職員を除く。)」を加え、同条第 4 号中「報酬のない職員」の次に「(次号に掲げる職員を除く。)」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(5) 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 各務原市職員の給与に関する条例(昭和 3 8 年条例第 7 0 号)第 2 条に規定する職員との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額(各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 8 条 各務原市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をし

ようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号中「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」を削り、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以



下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第9条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第18条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員

第19条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務

職員等を除く。以下この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下この項において「育児時間」という。))又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。))第6条において準用する給与条例第20条又は会計年度任用職員給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。))」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成11年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議第19号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(各務原市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和38年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第5項中「定が」を「定めが」に、「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(各務原市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に、「同項の規定による」を「、同項の規定による」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4

項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例第22条第1項及び第4項、第22条の2第2号（同条例第23条第5項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）、第23条第1項及び第2項第1号並びに第25条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



議第 20 号

各務原市消防団条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

消防団員の欠格条項を改めるため、この条例を定めようとする。



## 各務原市消防団条例の一部を改正する条例

各務原市消防団条例（昭和38年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号のいずれかに該当する」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの」に改め、同条各号を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 1 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表10の項第2号オ中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議第 22 号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

登録をすることができる印鑑に旧氏を表記したものを加えるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次条第2項において同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合  
あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合  
あつては氏名及び当該通称）

第6条第1項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を削る。

第11条第1項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合  
あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合  
あつては氏名及び当該通称）

第11条第1項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第14条第1項第2号中「又は氏若しくは」を「、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

## 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

## 議第23号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

特定教育・保育施設が利用者負担額の支払を受ける者の範囲等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。第4項第3号において「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。次条及び第43条第2項において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者から」を「教育・保育給付認定保護者から」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども（令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。第39条第2項において同じ。）を除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人



以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第21条、第24条（見出しを含む。）、第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」

に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「当該支給認定子どもの保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定教育・保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用保育を含むものとして、本章」を「特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の総数」とするを「利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用教育を含む」を「特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。））」を「法第19条第1項第1号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数」は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の選考方法」を「同項の選考方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。次項及び第3項において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子ども）」を「満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども）」に、「当該支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護

者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に、「適切な」を「適切かつ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規

定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第47条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）に限り、特定満3歳以上保育認定子ども（同令第4条第1項第

2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。)を除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決

定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に

規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）を「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。））」を加え、「5年」を「10年」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。





## 議第24号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第3条及び第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 議第 25 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

### 提案理由

個人番号の利用の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（個人番号の利用範囲）」を付する。

第3条の2を削る。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。

別表第2の19の項中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を、「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加え、同表中24の項を削り、25の項を24の項とする。

### 附 則

この条例中別表第2の19の項の改正規定（「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加える部分に限る。）は令和元年10月1日から、第3条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、第3条の2を削る改正規定、別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする改正規定、別表第2の19の項の改正規定（「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える部分に限る。）及び同表中24の項を削り、25の項を24の項とする改正規定は令和2年4月1日から施行する。

議第26号

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例について

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

市街化調整区域における開発許可の基準を定めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）

第33条第4項及び第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第2条 法第34条第11号の規定による開発行為を行う場合において、法第33条第4項の規定により条例で定める建築物の敷地面積の最低限度は、250平方メートルとする。ただし、次条第4項の規定による告示の日において一画地の敷地面積が250平方メートルに満たない場合にあつては、200平方メートルとする。

(指定する土地の区域)

第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。ただし、幅員4メートル以上の道路に3メートル以上接し、かつ、当該道路が幅員6.5メートル以上の主要な道路に幅員4メートル以上で接続している敷地に限るものとする。

(1) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められること。

(2) 50以上の建築物（市街化区域内にあるものを含む。）が、おおむね100メートル以内の間隔で連たんしていること。

(3) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として、次に掲げる土地の区域を含まないこと。

ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地の区域

ウ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区

域

オ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

キ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された国定公園に係る特別地域

ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地の区域

(4) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内であること。

2 前項本文の規定により指定する土地の区域（以下この条において「指定区域」という。）の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等により定めるものとする。

3 市長は、指定区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、各務原市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、指定区域の指定をするときは、その旨及び当該土地の区域を告示しなければならない。

5 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 前各項の規定は指定区域の変更について、前3項の規定は指定区域の廃止について準用する。

（環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途）

第4条 法第34条第11号の規定により条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次に掲げる建築物の用途以外の用途とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に規定する住宅（専ら自己の居住の用に供する建築物で、高さが10メートル以下の一戸建てのものに限る。）

(2) 建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する兼用住宅（専ら自己の居住及び自己の業務の用に供する建築物で、高さが10メートル以下の一戸建てのものに



限る。)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 27 号

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

公園施設を設ける場合の使用料等を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例

各務原市都市公園条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の4に次の1項を加える。

- 6 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第3条第1項第2号中「興業」を「興行」に改める。

第4条中「第6条第1項又は」を「第5条第1項又は法第6条第1項若しくは」に改める。

第9条第1項中「第3条第1項又は」を「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可（法第5条第1項の規定により公園施設を管理する場合の許可並びに第3条第1項及び第3項の許可を除く。）を受けた期間が1月未満であるときの使用料の額については、同表に掲げる額に当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区分		単位	期間	金額
公園施設を設ける場合	飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設	1平方メートル	1月	100円
	その他の施設	1平方メートル	1月	58円
公園施設を管理する場合	飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設	1平方メートル	1月	550円
	その他の施設	1平方メートル	1月	22円

2 都市公園を占用する場合

各務原市道路占用料徴収条例（昭和57年条例第21号）の例による。

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	期間	金額
行商その他これらに類するもの	1 件	1 日	4 1 0 円
興行	1 件	1 日	2, 0 6 0 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1 件	1 時間	1 0 0 円

#### 備考

- 1 公園施設を設け、又は管理する場合で、面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 公園施設を設け、又は管理する場合で、使用料が月額のものについては、期間が1月未満であるとき、又は期間に1月未満の端数があるときは、日割計算とする。この場合において、計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合で、使用料が日額のものについては、期間が1日未満であるとき、又は期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合で、使用料が時間額のものについては、時間が1時間未満であるとき、又は時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の許可を受ける者について適用する。



議第 28 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

複数の建築物におけるエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表24の項第4号イ中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、同号備考の欄3中「に係る建築物」の次に「(法第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。以下この号において同じ。)」を加え、同欄4及び5中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、同欄中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。

別表24の項第5号イ中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、同号備考の欄3中「に係る建築物」の次に「(法第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。以下この号において同じ。)」を加え、同欄4及び5中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、同欄中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。

別表24の項第6号ア中「3,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、5,000円)」を加え、同号イ(ア)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「3,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、5,000円)」を加え、同号イ(イ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1万円)」を加え、同号イ(ウ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「1万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1万7,000円)」を加え、同号イ(エ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「1万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、2万9,000円)」を加え、同号イ(オ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「2万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、4万8,000円)」を加え、同号イ(カ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「5万1,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、8万5,000円)」を加え、同号イ(キ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「8万1,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、13万5,000円)」を加え、同号イ(ク)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「10万2,000円」の次に「(新たに追加される建築物

にあつては、17万円)」を加え、同号イ（ケ）中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「10万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、18万1,000円)」を加え、同号ウ（ア）中「6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、1万円)」を加え、同号ウ（イ）中「1万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、2万9,000円)」を加え、同号ウ（ウ）中「5万1,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、8万5,000円)」を加え、同号ウ（エ）中「8万1,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、13万5,000円)」を加え、同号ウ（オ）中「10万2,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、17万円)」を加え、同号ウ（カ）中「12万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、21万3,000円)」を加え、同号エ（ア）中「6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、1万円)」を加え、同号エ（イ）中「1万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、2万9,000円)」を加え、同号エ（ウ）中「5万1,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、8万5,000円)」を加え、同号エ（エ）中「8万1,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、13万5,000円)」を加え、同号エ（オ）中「10万2,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、17万円)」を加え、同号エ（カ）中「12万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、21万3,000円)」を加え、同号備考の欄3中「に係る建築物」の次に「(法第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。以下この号において同じ。)」を加え、同欄4及び5中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、同欄中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。

別表24の項第7号ア中「1万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、3万6,000円)」を加え、同号イ（ア）中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「1万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、3万6,000円)」を加え、同号イ（イ）中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「3万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあつては、7万3,000円)」を加え、同号イ（ウ）中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「5万4,000円」



の次に「(新たに追加される建築物にあっては、10万3,000円)」を加え、同号イ(エ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「7万6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、14万5,000円)」を加え、同号イ(オ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「10万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、20万8,000円)」を加え、同号イ(カ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「15万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、29万8,000円)」を加え、同号イ(キ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「21万6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、40万4,000円)」を加え、同号イ(ク)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「28万2,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、52万9,000円)」を加え、同号イ(ケ)中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、「32万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、62万2,000円)」を加え、同号ウ(ア)中「5万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、11万6,000円)」を加え、同号ウ(イ)中「9万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、19万1,000円)」を加え、同号ウ(ウ)中「15万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、29万8,000円)」を加え、同号ウ(エ)中「20万5,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、38万2,000円)」を加え、同号ウ(オ)中「24万5,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、45万6,000円)」を加え、同号ウ(カ)中「28万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、53万2,000円)」を加え、同号エ(ア)中「4万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、9万2,000円)」を加え、同号エ(イ)中「8万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、15万4,000円)」を加え、同号エ(ウ)中「13万3,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、24万8,000円)」を加え、同号エ(エ)中「17万6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、32万4,000円)」を加え、同号エ(オ)中「21万2,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、39万円)」を加え、同号エ(カ)中「25万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、45万7,000円)」を加え、同号オ(ア)中「12万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、25万6,000円)」を加え、同号オ(イ)中「20万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、40万7,000円)」

を加え、同号オ（ウ）中「29万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、58万円)」を加え、同号オ（エ）中「36万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、71万1,000円)」を加え、同号オ（オ）中「43万6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、83万8,000円)」を加え、同号オ（カ）中「50万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、95万6,000円)」を加え、同号備考の欄3中「に係る建築物」の次に「(法第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。以下この号において同じ。)」を加え、同欄4及び5中「申請戸数」を「1棟の戸数」に改め、同欄中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。



議第 29 号

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

企業職員の会計年度任用職員の給与について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

5 第3項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の手当は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

第5条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員には、同項の地域手当に相当する額を給料に含めて支給する。

第9条第1項中「職員には」を「職員（日額又は時間額により給料を定められたパートタイム会計年度任用職員を除く。）には」に改める。

第15条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額については、各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）の規定を準用する。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第30号

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議第31号

各務原市総合計画基本計画について

各務原市総合計画策定条例（平成25年条例第41号）第5条の規定により、別冊のとおり各務原市総合計画基本計画を定めるものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司





議第32号

土地の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

1 処分する土地の所在、地目及び地積

所 在	地 目	地 積 (㎡)
各務原市各務西町4丁目358番5	山林	2,164.64

- 2 処分の方法 随意契約による売却
- 3 処分の価格 13,420,768円
- 4 処分の相手方 各務原市土地開発公社  
理事長 足立勝利



## 議第33号

### 訴えの提起について

市は、次のとおり、建物収去土地明渡等を求める訴えを提起するものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

#### 1 被告となるべき者

各務原市鵜沼南町7丁目7462番地

新阪神産業有限会社

代表取締役 吉村謙二

東京都港区虎ノ門3丁目2番4号

有限会社巴商事

代表取締役 吉村敏雄

#### 2 請求の趣旨

- (1) 被告有限会社巴商事は、原告各務原市に対し、所有権に基づき、下記撤去建物目録記載①、同②、同③の建物を収去して、下記明渡請求土地目録記載1、同2、同3、同5、同6の土地の明渡し及び賃料相当損害金として令和元年10月1日から土地の明渡し済まで1ヶ月金15万1,461円の割合による金員を支払え。
- (2) 被告新阪神産業有限会社は、原告各務原市に対し、所有権に基づき、下記撤去建物目録記載④、同⑤の建物を収去して、下記明渡請求土地目録記載4、同5、同7、同8の土地の明渡し及び賃料相当損害金として令和元年10月1日から土地の明渡し済まで1ヶ月金19万6,001円の割合による金員を支払え。
- (3) 被告有限会社巴商事は、原告各務原市に対し、平成25年12月1日から令和元年9月30日までの賃料相当損害金の確定額として金1,060万2,270円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払い済まで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 被告新阪神産業有限会社は、原告各務原市に対し、平成25年12月1日から

令和元年9月30日までの賃料相当損害金の確定額として金1,372万70円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払い済まで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び第3号及び第4号については、仮執行宣言を求める。

### 3 請求の理由

原告は、平成25年11月13日に、市所有の土地に存する建物の収去等を求める調停を申し立て、平成30年10月10日に、被告が建物を撤去すること、撤去した場合に各務原市が物件移転補償を行うこと等の調停が成立した。しかし、合理的期間が経過しても、被告は建物を収去しようとし、原告は当該土地を利用できないでいる。

このため、原告は、被告に対し、所有権に基づき、建物収去土地明渡し及び賃料相当損害金等の支払いを求めるものである。

### 4 訴訟遂行の方針

(1) 判決の結果により、必要がある場合には、上訴する。

(2) 必要がある場合には、適当と認める条件で和解する。

### 撤去建物目録

①、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目221番地 同222番地1

床面積 46.42平方メートル

(未登記)

②、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目223番地

床面積 84.80平方メートル

(未登記)

③、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目226番地 同鵜沼山崎町九丁目52番地

床面積 3.42平方メートル

(未登記)

以上 所有者有限会社巴商事

④、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 4 番地 同 2 2 6 番地  
床 面 積 1 3 6 . 8 6 平方メートル  
(一部登記あり)

⑤、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 3 番地先  
床 面 積 4 7 . 5 0 平方メートルの一部

以上 所有者新阪神産業有限公司

#### 明渡請求土地目録

1、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 2 2 番 1  
地 目 宅 地  
地 積 5 9 . 5 0 平方メートル

2、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 2 2 番 2  
地 目 宅 地  
地 積 5 9 . 5 0 平方メートル

3、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 2 3 番  
地 目 宅 地  
地 積 7 1 4 . 0 4 平方メートル

4、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 2 4 番  
地 目 宅 地  
地 積 5 5 5 . 3 7 平方メートル

5、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 2 6 番  
地 目 宅 地  
地 積 2 6 1 . 1 5 平方メートル

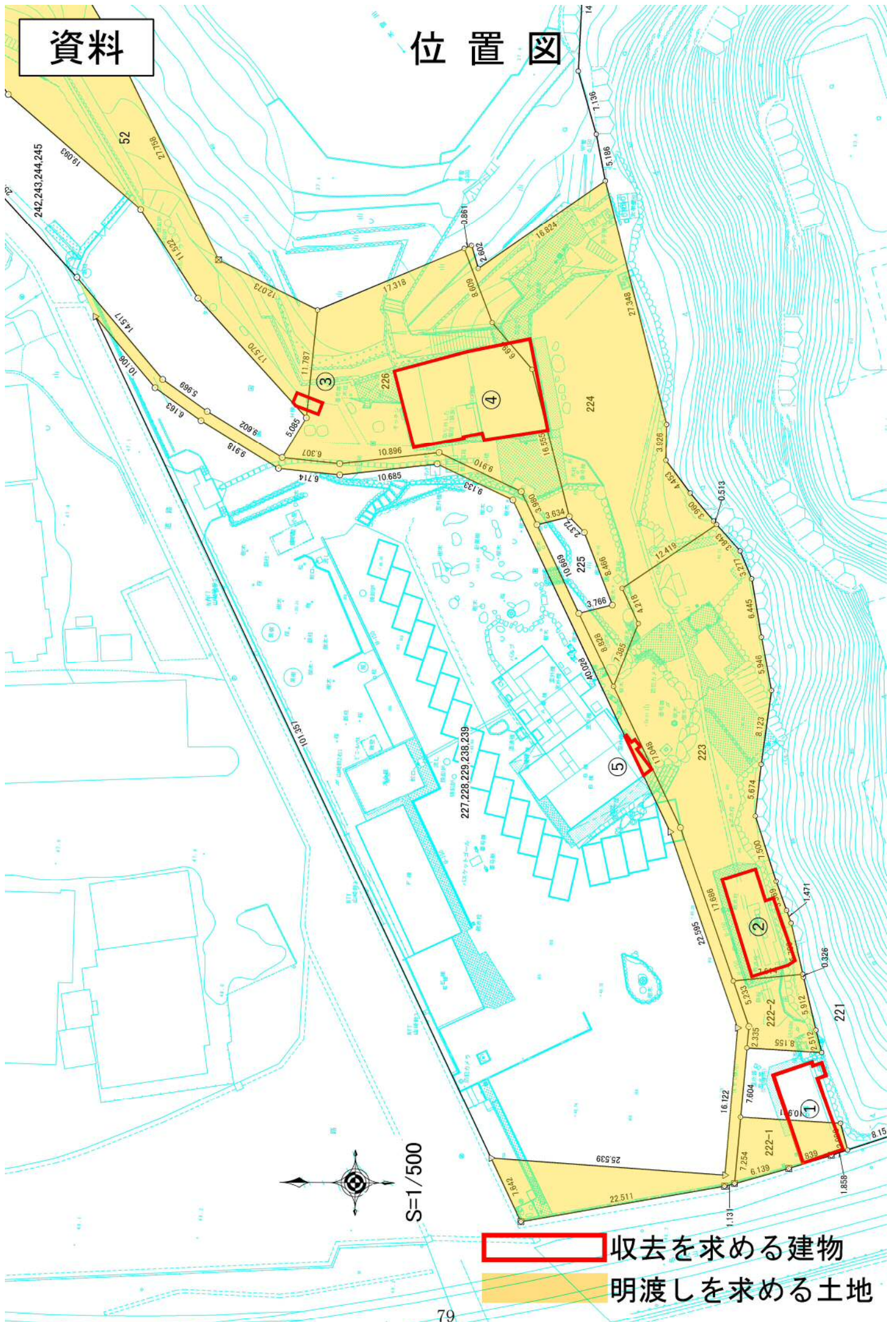
6、所 在 各務原市鵜沼山崎町九丁目  
地 番 5 2 番  
地 目 山 林  
地 積 4 , 4 1 6 平方メートル

7、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 2 9 番地先から2 2 9 番地先まで  
地 目 道  
地 積 9 8 . 3 3 平方メートル  
(未登記)

8、所 在 各務原市鵜沼南町七丁目  
地 番 2 4 2 番地先から2 2 2 番1 地先まで  
地 目 道  
地 積 1 6 3 . 1 6 平方メートル  
(未登記)

資料

# 位置図



収去を求める建物  
明渡しを求める土地





議第34号

平成30年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金851,260,393円のうち、508,673,961円を資本金に組み入れ、310,000,000円を減債積立金に、20,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司



議第 35 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

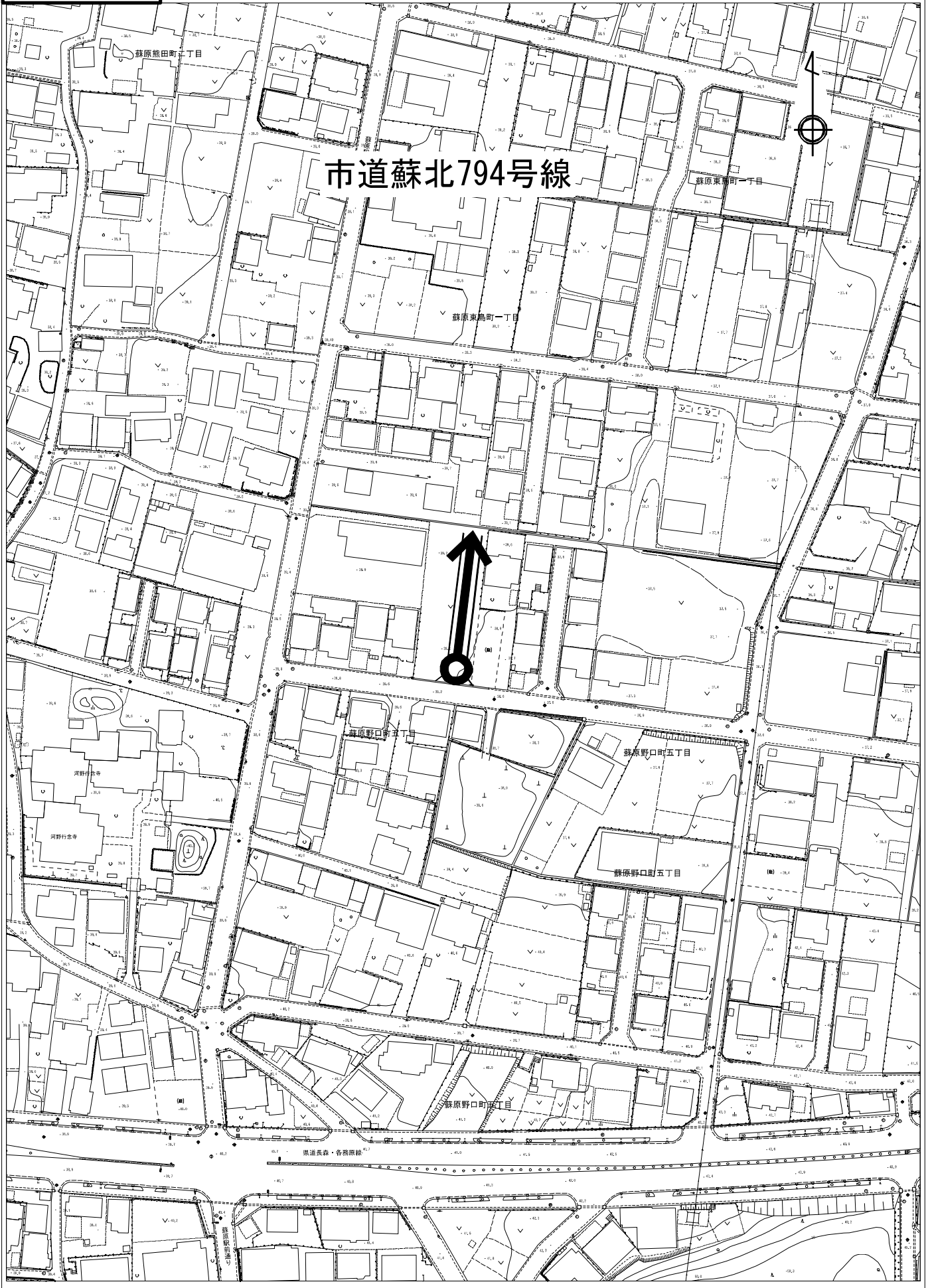
令和元年 8 月 29 日提出

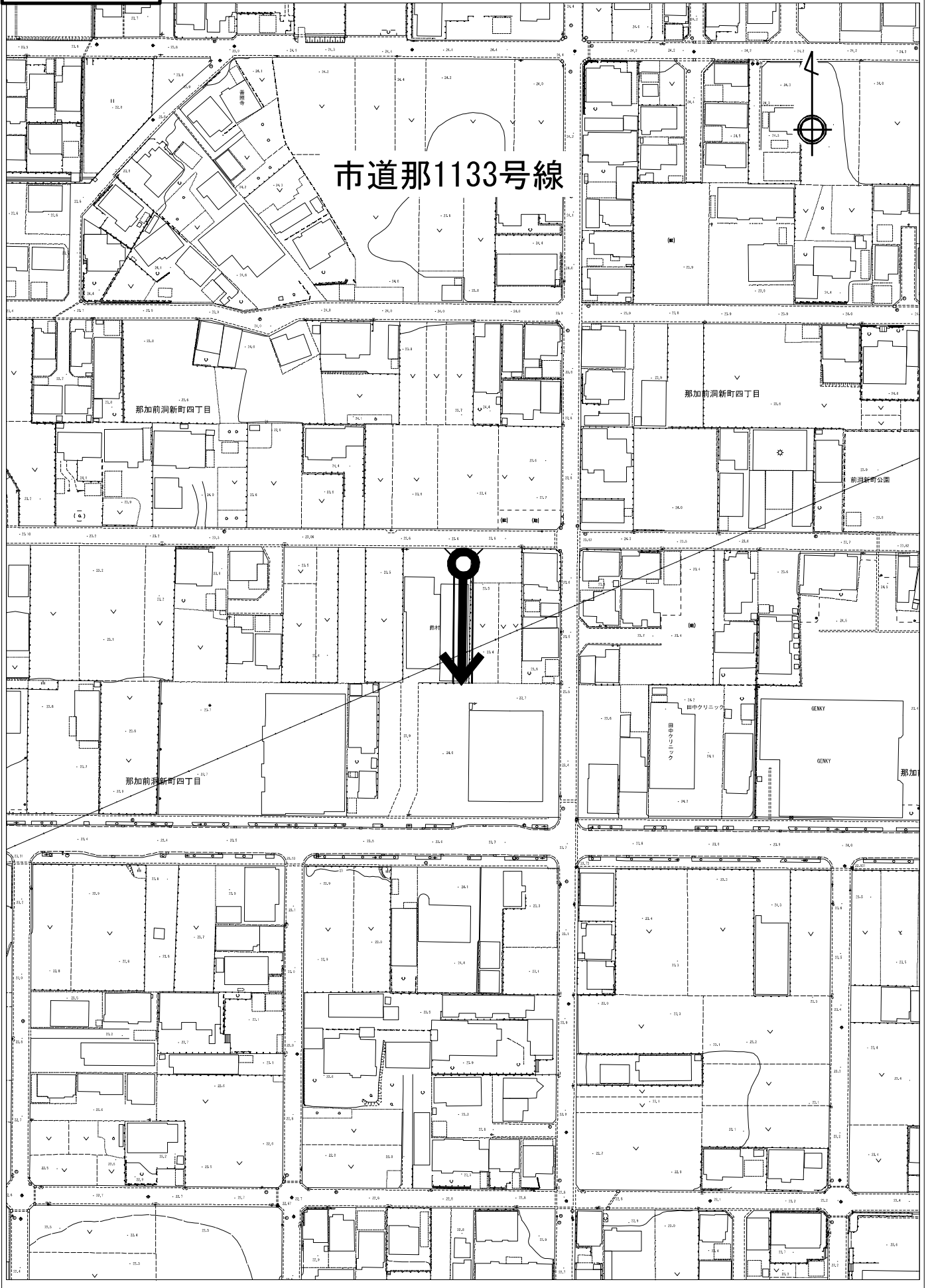
各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 7 9 4 号線	各務原市蘇原東島町 1 丁目 9 2 番 3 地先から	
	各務原市蘇原東島町 1 丁目 9 2 番 1 地先まで	
市道 那 1 1 3 3 号線	各務原市那加前洞新町 4 丁目 1 4 1 番 6 地先から	
	各務原市那加前洞新町 4 丁目 1 4 1 番 1 0 地先まで	







議第36号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野健司

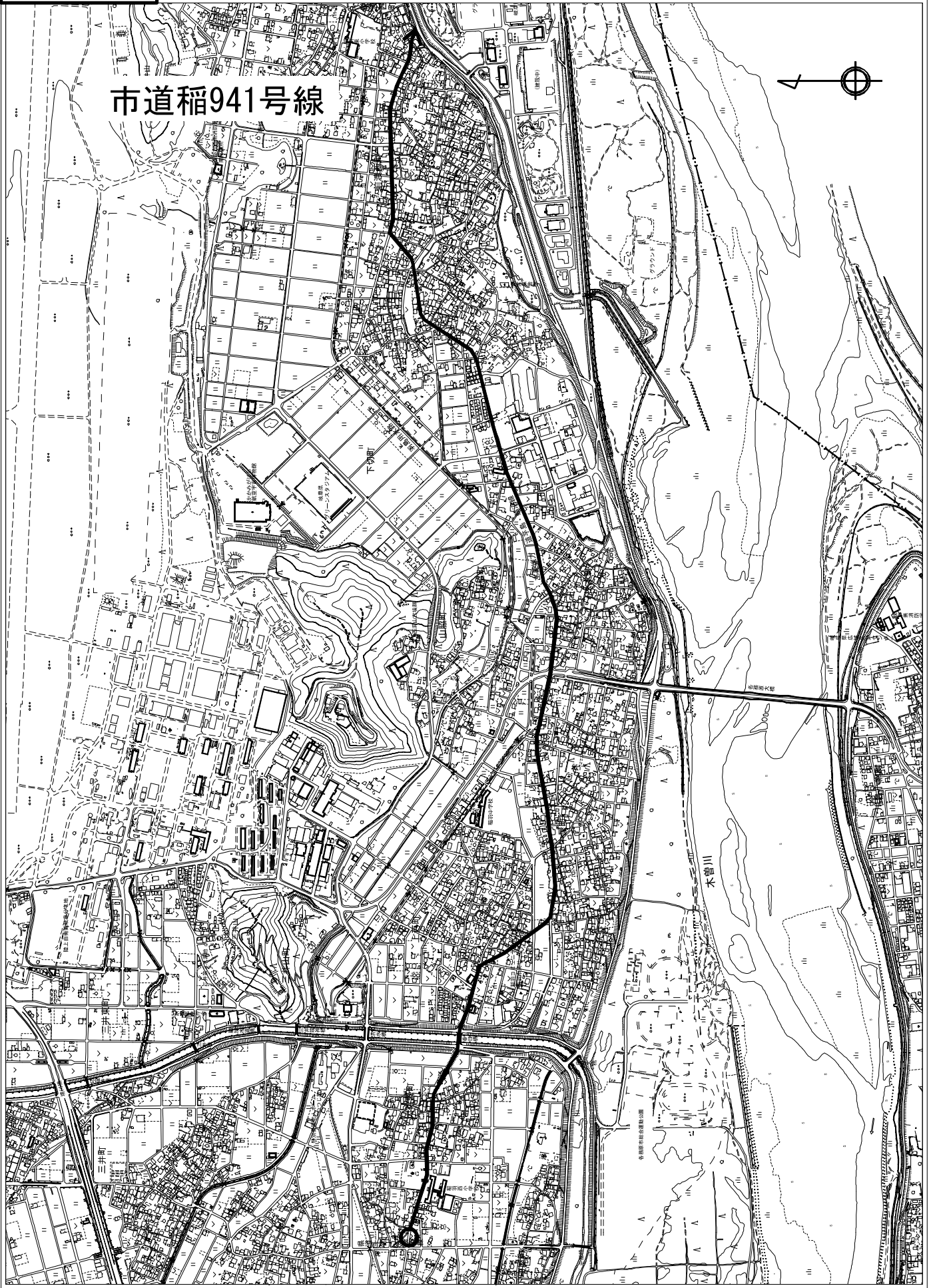
提案理由

主要地方道芋島鵜沼線の一部移管に伴い、市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 稲 9 4 1 号線	各務原市大佐野町1丁目159番	地先から
	各務原市前渡西町字猿尾下1562番2	地先まで



市道稲941号線



## 議第 37 号

### 市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

#### 提案理由

市道那 1 1 3 0 号線道路改良事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

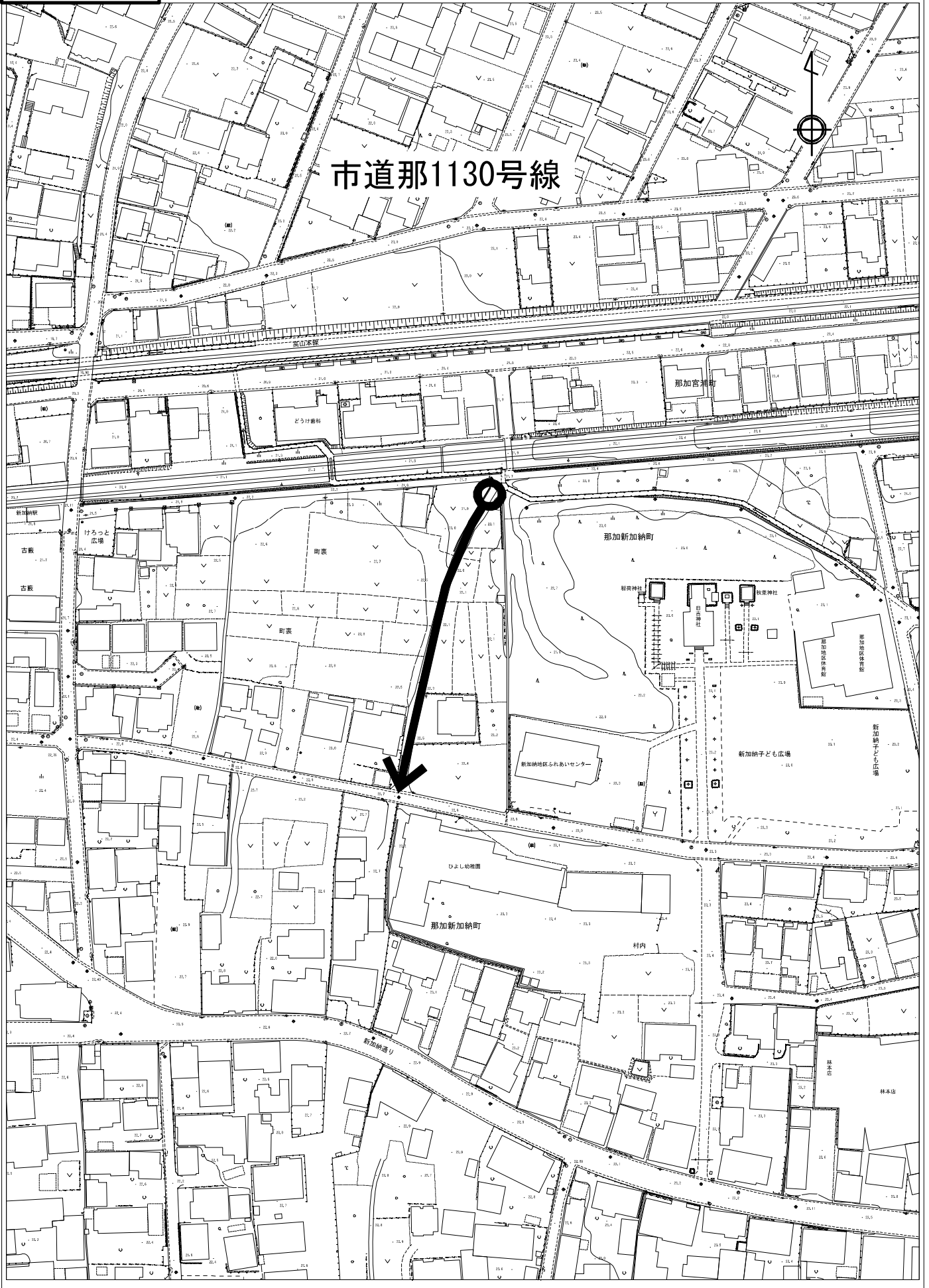
#### 1 廃止路線

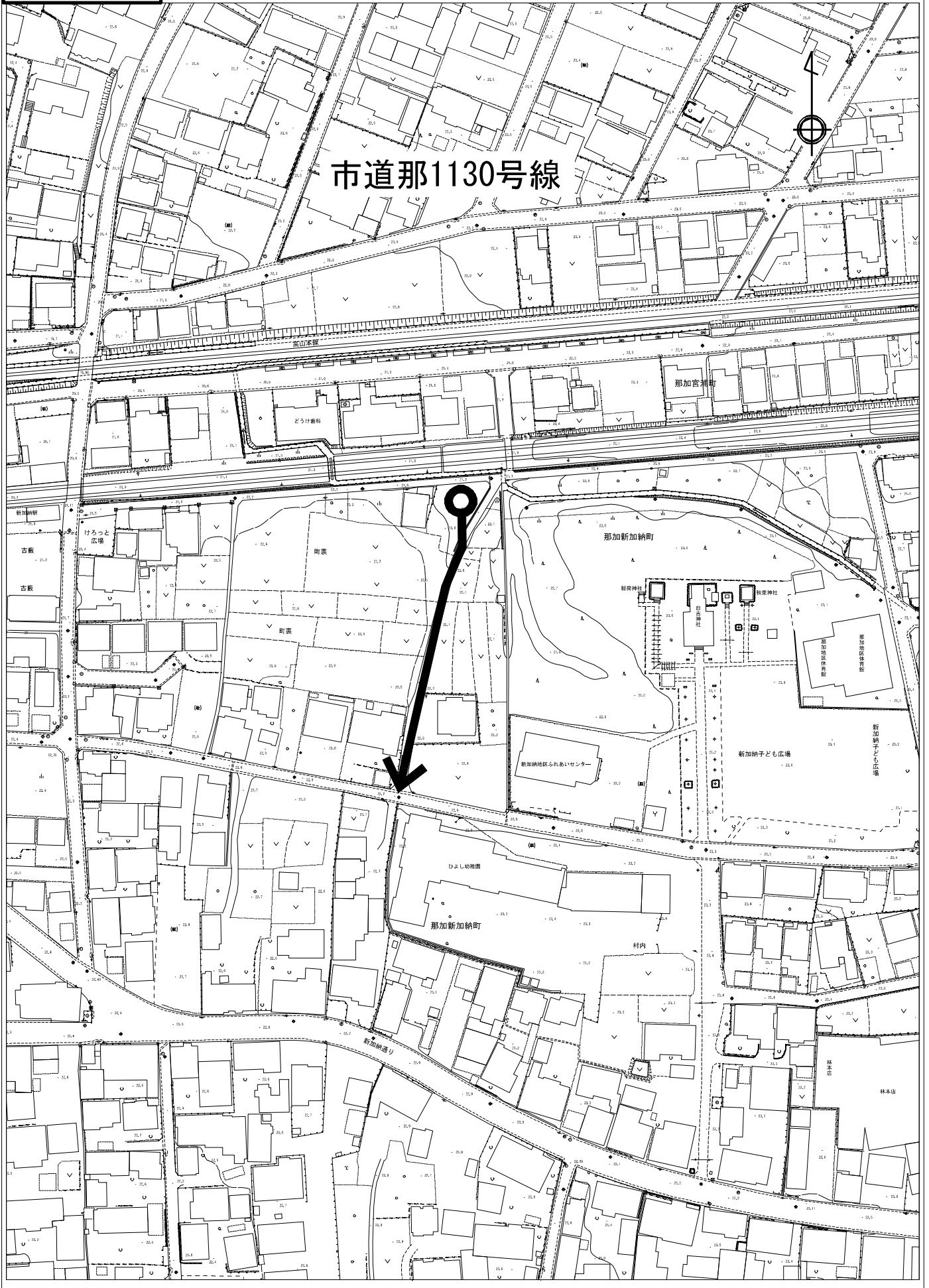
路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 1 1 3 0 号線	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 2 2 番 地先から	
	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 2 7 番 1 地先まで	

#### 2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 1 1 3 0 号線	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 3 6 番 地先から	
	各務原市那加新加納町字町裏 2 6 2 7 番 1 地先まで	







議第 38 号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めらる。

令和元年 8 月 29 日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市蘇原瑞雲町※※※※※※※※

氏 名 廣 瀬 悟 道

生年月日 昭和 23 年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員廣瀬悟道氏の任期が 9 月 30 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。



議第39号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年8月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加桐野町※※※※※※※※

氏 名 村 瀬 み ど り

生年月日 昭和29年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員村瀬みどり氏の任期が12月31日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。



